

## 文教福祉常任委員会記録

開催年月日	令和元年 12 月 4 日 ( 曜日)
開催時間	午前 9 時 00 分～午前 9 時 25 分
開催場所	第 1 委員会室
出席委員	横手委員長 中川副委員長 山蔦委員 佐藤 (-) 委員 青木委員 黒沢委員 岸本委員 柳田委員 太田委員 関口議長
欠席委員	細川委員
説明者	なし
案件	(付託陳情) 1. 陳情第 12 号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情 2. 陳情第 13 号 介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情 3. 陳情第 14 号 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情 4. 陳情第 15 号 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
議会事務局	新藤議会事務局長 亀井議会事務局次長 波多野主任主事

午前9時00分 開会

【横手委員長】 おはようございます。それでは、ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託陳情4件になりますので、よろしくお願いたします。

また、本日の案件の陳情第12号、陳情第13号及び陳情第14号、陳情第15号につきましては、関連する陳情でありますので一括議題とし、討論、採決につきましては個別に行ってまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【横手委員長】 それでは、異議なしの声がございましたので、陳情第12号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情及び陳情第13号 介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

まず、この陳情について事務局をもって朗読いたさせます。

新藤事務局長。

【新藤議会事務局長】 それでは、朗読させていただきます。

陳情第12号。2019年10月28日。寒川町議会議長関口光男様。横浜市中区桜木町3-9-3階、神奈川県医療労働組合連合会執行委員長古岡孝広。

安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情。

陳情趣旨。

医療や介護現場での人手不足は深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働がすすみ、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。

看護師の夜勤実態調査(2017年日本医労連調査)では、2交替勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合は4割を超え、勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の割合が約5割でした。このような過酷な勤務実態も背景に、慢性疲労を抱えている看護師は7割を超え、健康不安の訴えも約7割、4人に3人の看護師が仕事を辞めたいと思いつながら働いている状態(日本医労連2017年看護職員の労働実態調査)であり、問題の根底には慢性的な人手不足があります。また介護現場では長時間夜勤の割合は9割に及び、小規模施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われています(2017年日本医労連介護夜勤実態調査)。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。2007年に国会で採択された請願内容(夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など)の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。

安全・安心の医療・介護の実現のために、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

陳情項目。

1、医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。

①1日且つ1勤務の労働時間8時間以内を基準に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。

②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。

③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。

2、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。

3、患者・利用者の負担軽減をはかること。

4、費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上でございます。

続きまして、陳情第13号。2019年10月28日。寒川町議会議長関口光男様。横浜市中区桜木町3-9-3階、神奈川県医療労働組合連合会執行委員長古岡孝広。

介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情。

陳情趣旨。

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。人材不足の主な原因は、過酷な労働実態と社会的な役割に見合わない低賃金です。2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(福祉人材確保指針)」では、介護職の処遇改善とともに、介護従事者の労働負担を考慮する観点から「職員配置のあり方にかかる基準等」について検討を行うことを国に求めています。政府は介護従事者の処遇改善に取り組んできた一方で、「人員配置基準」の改善についてはほとんど取り組みをすすめていません。それどころか、実態に見合った配置基準は都道府県等の条例に定めるものだとして、その責任を都道府県等に転嫁しています。

実際の介護現場では、法律(条例)で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしていることが、厚生労働省の調査でも明らかになっています。それにもかかわらず、「人手が足りない」、「業務が過剰」という状態が続いており、人員配置基準の引き上げが現場に求められていることは明らかです。人材確保対策として、外国人介護労働者の受け入れが始まりましたが、労働環境の改善がすすまなければ今と同じ状況になることは容易に想像できます。こうした現状を改善するためには、少なくとも「人員配置基準」を実態(特別養護老人ホームの場合「2.0:1」)まで引き上げ、介護報酬でその費用を担保することが必要不可欠です。介護労働者が働きつづけられる労働環境を実現し、介護制度の真の持続性を確保するために、以下の項目について陳情します。

記。

陳情項目。

1、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)等の人員配置基準を定めた条例を改正し、介護職員及び看護職員の人員配置基準を実態に見合った水準に引き上げること。

2、以下の項目について、国に対し意見書を提出すること。

①介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。

②夜間の人員配置の基準となっている「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。また、一人夜勤は解消すること。

③上記の項目を保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の賦課割合を大幅に引き上げること。

以上でございます。

【横手委員長】 朗読が終わりました。この陳情の進め方について委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

佐藤(一)委員。

【佐藤(一)委員】 毎年出てきている内容ですので、このまま進めていいんじゃないでしょうか。

【横手委員長】 ちょっと過去を振り返ってみますと、4年連続でこの陳情をいただいております。そういった意味で今の佐藤（一）委員のご意見のとおり先に進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【横手委員長】 それでは、続きまして、陳情第14号 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情及び陳情第15号 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。まず、この陳情について事務局をもって朗読させていただきます。

新藤局長。

【新藤議会事務局長】 それでは、朗読いたします。

陳情第14号。令和1年11月22日。寒川町議会議長関口光男様。

国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情。

陳情理由。

高校生の3割を超える生徒が私立高校に通い、幼児教育、大学教育においてはその8割を私学教育が担っており、私学は公教育の場として大きな役割を果たしています。しかし、その教育条件等の整備の多くは保護者の学納金負担に任されています。

2010年度実施、2014年度拡充の就学支援金制度と2014年度実施の「奨学のための給付金」により学費の公私間格差は一定程度是正されました。さらに国による私立小中学校に通う生徒に対する授業料補助制度が新設されました。

しかし、私立高校の学費は就学支援金分を差し引いても全国平均で初年度納付金年額61万2千円、入学金を除いても44万8千円と高額な負担が残ります。また、各都道府県の授業料減免制度の差により居住する場所によって学費負担に大きな格差が出る「学費の自治体間格差」も存在しています。この格差を無くしていくには国の就学支援金制度の拡充が強く求められます。

2017年度、政府は私立高等学校の授業料無償化を盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。これを前提に、いくつかの自治体で授業料減免制度を改善する動きがありました。しかし財源の格差により制度の変わらない自治体も多く残されています。「学費の自治体間格差」解消のため2020年の「私立高校の授業料無償化」を確実に実施する事が強く求められます。

また5年間の実証事業として開始された「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援」は、2018年度から必要以上に個人情報等を問いただすなど申請手続きが煩雑化され、申請数が減少したことにより、2019年度は予算が削減されるという、設立主旨に反する事態となっています。

1975年に私立学校振興助成法が制定された際に、国の補助率を速やかに2分の1とするように求める附帯決議が出されました。しかし現状は3分の1程度にとどまっています。2013年には国はそれまで留保していた国際人権規約の無償化条項に対して留保撤回しました。諸外国に対して教育の無償化を宣言した形ですが、OECD諸国の教育への公的支出を比べてみても、日本は下位に低迷しています。未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担が軽減されるよう、私立高校への就学支援金を拡充させる議論が求められます。同時に、私学教育本来の良さを一層発揮させる教育条件の維持・向上をはかるために、私立高校生への就学支援金制度と私学への経常費助成補助の大幅拡充は当然の方向であり強く求められるところです。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

陳情項目。

国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第99条に基づき「公

私の学費格差をさらに改善し、すべての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。

陳情者、神奈川私学助成をすすめる会代表長谷川正利。横浜市中区桜木町3-9、横浜平和と労働会館4階。

続きまして、陳情第15号。令和1年11月22日。寒川町議会議長関口光男様。

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情。

陳情理由。

神奈川県の私学は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育を作り、神奈川の教育を支える担い手としての役割を果たし続けてきました。

2017年度、政府は私立高等学校の授業料無償化を盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。これに先行して、神奈川県では年収590万円未満世帯については国の就学支援金と神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金を合わせて、県内私立高等学校の平均授業料相当額まで補助され、授業料無償化が実現しました。しかし生活保護世帯でも年間約26万円の自己負担が必要です。就学支援金、神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金があっても、私学を希望する生徒・保護者にとって重い学費負担があり、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起こって家計が急変すれば、たちまち授業料の納入に支障をきたす状況です。

東京都では年収760万円未満の世帯まで授業料平均額が補助され、埼玉県では学費補助の対象に施設整備費を含め、年収500万円未満世帯では、授業料と施設費を合わせた学費に拡大されています。大阪府や京都府でも、同じように学費補助を拡充することで、私立高校へ入学する生徒が増えています。全国へ広がっている私立高校の無償化の流れに、神奈川県は遅れをとっています。また、私立小中学校に通う生徒に対する授業料補助が国によって新設されましたが、多くの私立小中学校の存在する神奈川県では、学費負担を軽減するためには県単独の上乗せも必要です。

さらに神奈川県の私立学校への生徒一人あたりの経常費補助は、全国でも数少ない国基準（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）以下であり、私立高校では国基準336,311円に対して320,922円、中学校は同328,775円に対して232,915円、小学校は同327,241円に対して235,268円、幼稚園では同187,449円に対して172,397円と、全ての校種で、全国最下位水準の助成額です。このため神奈川県の私立高等学校の入学金を除く平均学費は、約70万円と関東で最も高く、全国的にも極めて高い学費のままです。私立高校の無償化はまだ達成されたとはいえず、これからの動きにかかっています。国が年収590万円未満世帯まで無償化を実施した際に浮いた予算で、私学助成を大きく拡充することが県民の強い願いです。

また、将来の大地震への対応が、私学各校にとって大きな課題であり、大きな財政負担となっています。しかし施設設備助成が神奈川県にはなく、全て保護者の負担となっており、これも高額費の要因の一つとなっています。

神奈川県では私立高校の高額費が原因で私立高等学校を選択できず、公立中学校卒業生の全日制高校進学率は全国的に低い水準が続いています。私たちは教育の無償化をすすめることで、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障することが重要であると考えています。そして神奈川県においては、私学助成の抜本的な改善によって、私学経営の安定を図り、保護者の学費負担を軽減することが県政の急務と考えます。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

陳情項目。

神奈川県知事に対し、地方自治法第99条に基づき「令和2年度予算において私学助成の拡充を求め

る」意見書を提出してください。

陳情者、神奈川私学助成をすすめる会代表長谷川正利。横浜市中区桜木町3-9、横浜平和と労働会館4階。

以上でございます。

【横手委員長】 朗読が終わりました。この陳情の進め方について委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますが、いかがいたしましょうか。担当課に入っていて、関連する質問をするか、いろいろと情報を聞くか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 この陳情は、毎年出てきている内容でございますし、昨年と考えても、そんなに内容的には変わっていないと思いますので、このまま進めていただければと思います。

【横手委員長】 ただいま黒沢委員より、先ほどと同様にこのまま進めてはどうかという意見がございましたが、このまま進めさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【横手委員長】 それでは、今質疑はございませんでしたが、12月会議で本委員会に付託されました陳情につきましては、質疑までが終了いたしました。この後の進め方について改めて委員の皆様にお諮りしたいと思いますが、いかがいたしましょうか。討論のための休憩をとるか、とらないか、とらなくてもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【横手委員長】 では、このまま進めさせていただきますと思います。

それでは、これより討論に入ります。陳情第12号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情について討論はございませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 討論がないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

それでは、これより陳情第12号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成少数であります。よって、陳情第12号は不採択といたします。

続きまして、陳情第13号 介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情について討論はございませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、これをもって討論を終結いたします。討論なしと認めます。

これより陳情第13号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成少数であります。よって、陳情第13号は不採択といたします。

続きまして、陳情第14号 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について討論はございませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 討論なしと認めます。

それでは、これより陳情第14号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成少数であります。よって、陳情第14号は不採択といたします。

続きまして、陳情第15号 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について  
討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 討論なしと認めます。

では、これより陳情第15号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成少数であります。よって、陳情第15号は不採択といたします。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午前9時25分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年2月7日

委員長 横手 晃